

平成 17 年 12 月 28 日

会社法施行規則案等に対する意見

社団法人 日本監査役協会

平成 17 年 11 月 29 日付けで法務省民事局参事官室から公表された「会社法施行規則案」等（以下「会社法関係省令案」という。）について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

主要意見

第 1 監査役職責、心構え及び監査役監査の環境整備等に関する規定について

意見 監査役職責、心構え及び監査役監査の環境整備等に関する規定を株式会社の監査に関する法務省令案に設けることに、大いに賛成であります。

理由 (1) このたびの株式会社の監査に関する法務省令案において提案された内容は、本年 7 月 26 日付けで当協会が提出した意見（「会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見」）における要望事項、すなわち、当協会が定める監査役監査基準に規定する監査役職責、心構え及び監査役監査の環境整備に関する事項の規定化等と基本的に同一の考え方に立つものであり、大いに賛成であります。

(2) これらの規定は、他の省令案並びに会社法に規定されている監査役に関する個々の規定の基盤となる重要な規定であり、当協会としては、会社法関係省令案の規定趣旨に則り、監査役監査（監査委員会監査を含む。）の更なる品質向上・充実に向けて取り組むことが一層重要になったものと認識しております。

第 2 監査役等の監査報告に関する統一的な規定の整備について

意見 各省令案（株式会社の監査に関する法務省令案、株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案）においてそれぞれ規定されている監査役、監査役会、監査委員会の監査報告に関する規定については、各監査主体ごとに統一的な規定を設けていただくことを要望いたします。

理由 (1) 現行法における監査役監査報告書の記載事項については、商法第 281 条ノ 3 第 2 項に一括した規定が置かれており、大会社及び小会社については別途、特則として商法特例法に規定が置かれるという形式が採られております（大会社については商法施行規則の規定を含む。）

- (2) このたびの会社法関係省令案によりますと、監査役等の監査報告に関する規定については、計算関係書類の監査に関するもの、事業報告の監査に関するもの（以上「株式会社の監査に関する法務省令案」に規定）、業務の適正を確保するための体制に係る監査に関するもの（「株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案」に規定）に分かれて規定されているため、省令の規制を受ける監査役等からすると、自ら作成すべき監査報告の必要的記載事項が何であるのかが容易に判読し難いばかりか、あたかもそれらの規定ごとに別々の監査報告を作成する必要があるかのごとき誤解を多分に生じかねません。
- (3) そこで、監査報告の記載事項が一覧して容易に把握できるようにするため、監査役、監査役会、監査委員会の各監査主体ごとに、監査報告に関する統一的な規定を設けていただくことを要望いたします。

第3 「子会社監査役等」との連携・意思疎通の明定について

意見 株式会社の監査に関する法務省令案第6条第1項第2号(意思疎通)において、「子会社監査役等」との連携・意思疎通を明示的に規定していただくことを要望いたします。

- 理由 (1) 株式会社の監査に関する法務省令案第6条(意思疎通)は、第1項において「監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。」としたうえで、子会社との関係については第2号において「当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人」と規定しております。
- (2) このたびの会社法関係省令案によると、例えば、取締役会設置会社の取締役会において決定すべきとされている株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案第5条第1項第5号に規定する「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に見るように、企業集団全体の状況をも踏まえた業務の適正性確保の必要性が求められているものと理解いたします。
- (3) こうした考え方は監査役等の監査活動についてもあてはまるものであり、監査役等は自社の取締役、使用人等と意思疎通を図るだけでなく、企業集団全体における監査の質を高める観点から、親会社監査役等のリーダーシップにより、とくに子会社の監査役等と緊密に連携・意思疎通を図ることが実務的にも強く求められているところであります。
- (4) そこで、子会社監査役等との連携・意思疎通の必要性を法令上明確にし実務の取り組みを一層促進するため、株式会社の監査に関する法務省令案第6条第1項第2号(意思疎通)において、子会社の「監査役」、「監査役会」、「監査委員」、「監

査委員会」との連携・意思疎通について明示的に規定されるよう要望いたします。

第4 「取締役の責務」に関して、「株主の利益の最大化」に代えて「企業価値の最大化」とすることについて

意見 「取締役の責務」に関して、内部統制システム構築の基本方針決定の決議事項に関する留意点として掲げられている「株主の利益の最大化の実現に寄与するものであること。」(株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案第3条第1号)とある「株主の利益の最大化」の部分については、「企業価値の最大化」の実現に寄与することが必要との表現とすることについて、ご検討いただきたくお願いいたします。

- 理由 (1) 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案第3条第1号(取締役の責務)は、内部統制システム構築の基本方針決定の決議事項に関する取締役の留意点として、「株主の利益の最大化の実現に寄与するものであること。」と規定しております。
- (2) しかし、会社の責務としては、株主の利益のみならず、企業の社会的責任を果たすことが求められます。最近の企業不祥事例を見ても、短期の株主利益優先の行動が、時として反社会的行動を招く事態に発展しており、必ずしも中長期的な企業価値の向上とは連動し難いことは明らかであります。また、株主のみならず、広くステークホルダー全体の利益を図ることも重要であると思料いたします。
- (3) とりわけ、取締役の職務執行を監査することにより企業の健全で持続的な成長を確保・担保すべき監査役の立場からは、取締役が「株主の利益の最大化」を直截的に追求することは、必ずしもその職責上の理念と合致するとは言えるものではなく、「株主の利益の最大化」は、むしろ「企業価値の最大化」を通して実現されるべきものであると思料いたします。

第5 注記表の簡略化について

意見 注記表については、その作成実務等への配慮のため、表示すべき項目及び内容を簡略化していただくことを要望いたします(株式会社の計算に関する法務省令案第67条関係)。具体的には、次の事項につき削除又は簡略表示とすることを要望いたします。

- (1) 株式会社の計算に関する法務省令案第67条(注記表の区分)のうち、第6号「リースにより使用する固定資産に関する注記」、第7号「税効果会計に関する注記」、第8号「持分法損益等に関する注記」の削除、同第9号「関連当事者との取引に関する注記」の削除又は個別注記表扱いに留めること
- (2) 同第71条第2項第2号(連結計算書類の作成の基本となる重要な事項に関する注記)「会計処理の原則及び手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該

変更が連結計算書類に与えている影響の内容」とあるうち、「変更の理由及び当該変更が連結計算書類に与えている影響の内容」の削除

- (3) 同第 72 条第 3 号（各資産科目別の減価償却累計額）については、有形固定資産のみを対象とし、かつ、一括表示で可とすること

- 理由 (1) 株式会社の計算に関する法務省令案第 67 条（注記表の区分）は、連結注記表及び個別注記表において区分して表示すべき項目を規定しております。このうち、第 6 号「リースにより使用する固定資産に関する注記」については、同第 75 条において取得原価、減価償却累計額、その他の重要な事項につき表示することとされておりますが、実務上の負荷が過大となることが懸念されます。また、第 7 号「税効果会計に関する注記」については、同第 76 条において発生原因別に表示することとされておりますが、内訳残高を表示することにさほどの便益があるとは思われません。さらに、第 8 号「持分法損益等に関する注記」については、同第 77 条に具体的に規定されておりますが、計算書類での開示としては過大であると思われます。第 9 号「関連当事者との取引に関する注記」については、同第 78 条に具体的に規定されておりますが、関連当事者（第 78 条第 4 項）には連結対象としていない関連会社等も含まれることから、これらとの間の重要な取引の内容、金額等を記載することとするは、実務上、調査に多大の時間を要します。
- (2) このほか、同第 71 条第 2 項第 2 号（連結計算書類の作成の基本となる重要な事項に関する注記）では、会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨に加えて変更の理由及び当該変更が連結計算書類に与える影響をも記載することが規定されておりますが、同様に実務への影響が懸念されます。また、同第 72 条第 3 号（各資産科目別の減価償却累計額）については、従来どおり有形固定資産のみを対象とし、かつ、一括表示とすることで、株主への情報提供としては不足ないものと思料いたします。
- (3) さらに、注記表にあまりにも豊富な情報を求めることは、会計監査人及び監査役の監査にも多大の時間を要し、結果として、現在、法令上要請されていないにも拘わらず多くの会社が任意で行っている連結計算書類に係る監査報告書の株主総会招集通知への添付の実務にも影響を及ぼすことが懸念され、これをことさらに後退させることのないよう配慮する必要があるものと思料いたします。
- (4) 以上のことから、注記表については、上記のとおり、その表示すべき項目及び内容を簡略化していただくことを要望いたします。

第 6 監査委員会の議事録の記載事項として、執行役の監査委員に対する報告（会社法第 419 条第 1 項）に関して述べられた意見又は発言の概要についても、追加して規定することについて

意見 会社法施行規則案第 71 条第 3 項第 4 号（監査委員会の議事録）において、執行役

が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監査委員に対する報告(会社法第419条第1項)に関して述べられた意見又は発言の概要についても、監査委員会の議事録の記載事項として追加して規定していただくことを要望いたします。

- 理由 (1) 会社法第357条第1項及び第2項は、監査役設置会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会)に報告しなければならない旨定めております。同様に、委員会設置会社についても、会社法第419条第1項は、「執行役は、委員会設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。」と定めております。
- (2) このたびの会社法施行規則案では、監査役会の議事録の記載事項については、上記規定に基づき監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要を記載することが規定されておりますが(第69条第3項第3号)他方、監査委員会の議事録については、これに見合う規定、すなわち、執行役から監査委員に対して為された報告に関する規定が置かれておりません。
- (3) 会社法第357条(監査役設置会社)と第419条(委員会設置会社)とでは、監査役設置会社の取締役についてはその報告先が監査役会とされているのに対して、委員会設置会社の執行役については監査委員会ではなく監査委員とされている点で立法上の違いはあるものの、議事録への記載に関して、扱いを別にすべき特段の理由は見当たらないものと思料いたします。
- (4) 以上のことから、会社法施行規則案第71条第3項第4号(監査委員会の議事録)において、執行役の監査委員会に対する報告(会社法第419条第1項)に基づき述べられた意見等の概要についても、追加して規定していただくことを要望いたします。

その他

第1 子会社定義が拡大されたことに伴い、社外監査役の社外資格要件が喪失する場合の措置について

意見 子会社定義が拡大されたことに伴い、現行法の下で社外監査役として選任を受けた者の中には、会社法の施行と同時に社外資格要件を喪失する場合がありますことから、所要の措置を講じられることを要望いたします。

理由 (1) 会社法により、子会社の定義が従来の議決権数による形式基準(現行商法第211条ノ2第1項)から実質支配力基準へと変更されたことに伴い(会社法第2条第3

号) 現行法の下で社外監査役として選任を受けた者のうち過去に当該会社の「連結子会社」(現行商法特例法第1条の2第4項、現行商法施行規則第142条、同第2条第18号)の取締役又は使用人等となったことがある者については、会社法における社外監査役の資格要件(第2条第16号)に抵触し、会社法の施行と同時にその要件を喪失することとなります。

- (2) そのため、会社法施行の日において現行商法特例法附則第10条に定める監査役の員数等に関する経過措置の適用を受けている会社のうち、社外監査役を一人しか置いていない会社にあつては、会社法の施行と同時に、施行日後最初に開催する株主総会において社外監査役を選任するまでの間、一時的とはいえ、社外監査役の選任が欠ける事態を招来することとなります(3月決算会社の場合、施行日以降6月に開催する定時株主総会まで)。また、これは同時に、社外監査役の監査を含む瑕疵のない監査役会監査報告書を作成するため、裁判所に対し仮監査役の選任請求を行わざるを得ないことを意味するものであります。
- (3) 以上のことから、このような場合への対処として、所要の措置を講じられることを要望いたします。

第2 会社法施行規則案第78条第4号二(各社外役員の当該事業年度における主な活動状況の開示)、株主総会等に関する法務省令案第12条第4項第3号及び第4号(社外取締役の選任議案)、及び同第14条第4項第3号及び第4号(社外監査役の選任議案)について

会社法施行規則案第78条第4号二において、社外役員の活動状況の開示事項として「当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為」と規定されております(同趣旨の規定として、株主総会等に関する法務省令案第12条第4項第3号及び第4号、同第14条第4項第3号及び第4号)。今回の法務省令案は、諸事項の開示制度を拡充することを通じて、企業の健全性ひいては企業価値の向上を図ることを目的としていると理解しております。他方、各社においては、既に解決済みの取締役の職務執行にかかわらない軽微な事実をことさらに開示した場合の株主共同の利益及び企業価値に与える影響の度合い、社外役員と社内役員の活動状況に関する開示の区別の合理性、取締役会議事録・委員会議事録等の開示制度との平仄等の諸事情も勘案しながら、健全な企業統治の進展と株主共同の利益・企業価値の向上という究極の目的に照らした合理的実務を形成していくことになると推察しております。そして今回の法務省令案も、かかる合理的実務の形成を一概に否定したものであるのではないと理解しております。

以 上